平成２６年（フ）第３８２８号
大阪府茨木市中穂積１丁目２番40―1002号
債務者　中島　初恵
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７１号
大阪市平野区瓜破４丁目１番49号　グランドール大鳥203
債務者　藤川　隆司
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２０号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番６―1006号
債務者　末本　正彦
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４２号
大阪市東淀川区井高野２丁目７番14―401号
債務者　永藤　栄一
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４５号
大阪市旭区森小路１丁目３番30号　富士マンション新館302号
債務者　渡部　幸輔
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５２号
大阪市西成区千本中１丁目14番10号
債務者　金山勇こと　金　　成勇
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１９２号
大阪市旭区生江３丁目14番12―306号
債務者　小柳　純子（旧姓寺地・四宮）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１９９号
大阪市北区長柄西２丁目９番29号　ドミール小川501号室
債務者　岩本　博之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５３号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―213号
債務者　園田多佳子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2802番地の２
債務者　カメラの森こと　森　　誠也
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第７１号
島根県出雲市斐川町直江1555番地75
債務者　金田　　学
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市松島1040番地
債務者　坂東　廸代
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市白楽町183番地２
債務者　宮田　信重
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
岡山県笠岡市春日台176番地
債務者　高橋　曜子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８３８号
埼玉県川口市並木４丁目25番１―411号　並木４丁目住宅
債務者　守屋　光雄
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
高知市一宮東町２丁目21番７号
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５３号
福岡県行橋市大字道場寺628番地１　グリーンハイツⅠ102
債務者　安永　まゆ（旧姓梶山）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
福岡県築上郡吉富町大字広津1153番地６
債務者　表　　裕治
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係